

令和3年度

嘉麻市財政健全化及び水道
事業会計経営健全化審査意見書

嘉麻市監査委員

4 嘉 監 第 63 号
令和 4 年 8 月 15 日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様

嘉麻市監査委員 松岡 源太郎

嘉麻市監査委員 廣瀬 公彦

令和 3 年度嘉麻市財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率について審
査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和3年度嘉麻市財政健全化審査意見

第1 審査の方法

財政健全化の審査にあたっては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、以下の項目を主眼とし、関係職員の説明を求め慎重に審査を行った。

- ① 法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか。
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか。
- ③ 財政指標の算定基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- ④ 客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して作成されており、その計数は正確であることを確認した。

なお、各比率については、以下のとおりである。

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度	—	—	5.5	—
令和2年度	—	—	4.9	—
平成31年度	—	—	4.7	—
早期健全化基準	12.94	17.94	25.0	350.0

① 実質赤字比率について

本年度の実質収支額は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計では黒字となった。

これにより、両会計の実質収支額は黒字となるため、当該比率は算出されない。

なお、早期健全化基準は12.94%であり、特に指摘すべき事項はない。

② 連結実質赤字比率について

本年度の実質収支額は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計（保険事業勘定）、介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）それぞれ黒字となり、水道事業会計においても資金剰余となったが、国民健康保険事業特別会計では307,218千円の赤字となった。

これにより、各会計の合計は1,668,798千円の黒字となるため、当該比率は算出されない。

なお、早期健全化基準は17.94%であり、特に指摘すべき事項はない。

③ 実質公債費比率について

単年度の当該比率は、平成31年度4.83%、令和2年度5.07%、令和3年度6.78%であり、本年度における3カ年平均は5.5%となった。

これは早期健全化基準である25.0%の基準内であり、特に指摘すべき事項はない。

④ 将来負担比率について

将来負担より充当可能財源の方が多いため、特に指摘すべき事項はない。

4 嘉 監 第 63 号
令和 4 年 8 月 15 日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様

嘉麻市監査委員 松岡 源太郎

嘉麻市監査委員 廣瀬 公彦

令和 3 年度嘉麻市水道事業会計
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和3年度嘉麻市水道事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の方法

経営健全化の審査にあたっては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、以下の項目を主眼とし、関係職員の説明を求め慎重に審査を行った。

- ① 法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか。
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか。
- ③ 財政指標の算定基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- ④ 客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して作成されており、その計数は正確であることを確認した。

なお、比率については、以下のとおりである。

(単位：%)

区 分	資金不足比率
令和3年度	—
令和2年度	—
平成31年度	—
経営健全化基準	20.00

本年度の水道事業会計では、短期間のうちに支払うべきものである流動負債（控除企業債等を除いた額）は71,530千円、短期間のうちに換金しうるものである流動資産は1,279,924千円となった。

これにより、1,208,394千円の資金剰余となるため、当該比率は算出されない。

なお、経営健全化基準は20.00%であり、特に指摘すべき事項はない。